

法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」の結果について

令和4年10月
内閣府・農林水産省

法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」の概要

- 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」を3段階に分けて、内閣府と農水省で共同で実施

【第1弾】

- ・ 法人、農家、市町村に対する調査（内閣府及び農水省ホームページで実施）
（質問事項）
 - ・ 法人農地取得事業を活用できる場合、活用の希望があるかないか

【第2弾】

- ・ 中山間地域を有する全ての市町村（養父市以外の838市町村）に対する調査（質問表を市町村に送付）
（質問事項）
 - ・ 法人農地取得事業を知っていたか
 - ・ 法人農地取得事業と同様の仕組みを活用する考えがあるか
 - ・ 活用する考えがある理由、活用する考えがない理由

【第3弾】

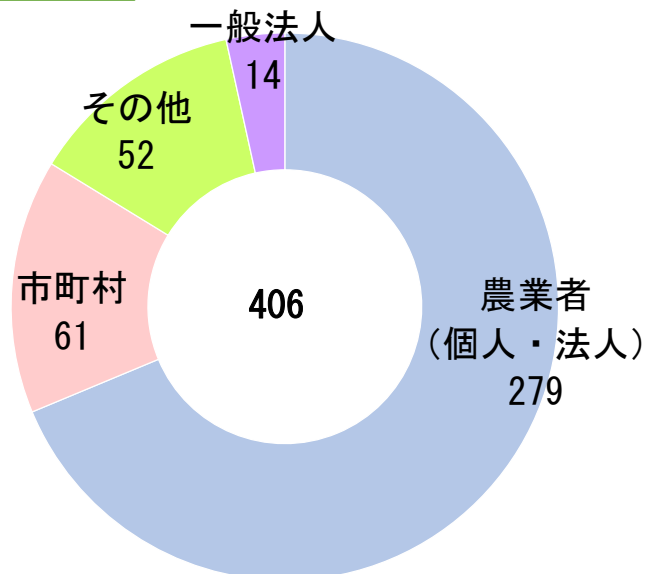
- ・ 第1弾及び第2弾調査の回答者の中から、候補者（市町村：20、農業者6、農業法人・一般法人14）を選定し、ヒアリングを実施

法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」 (第1弾) の結果

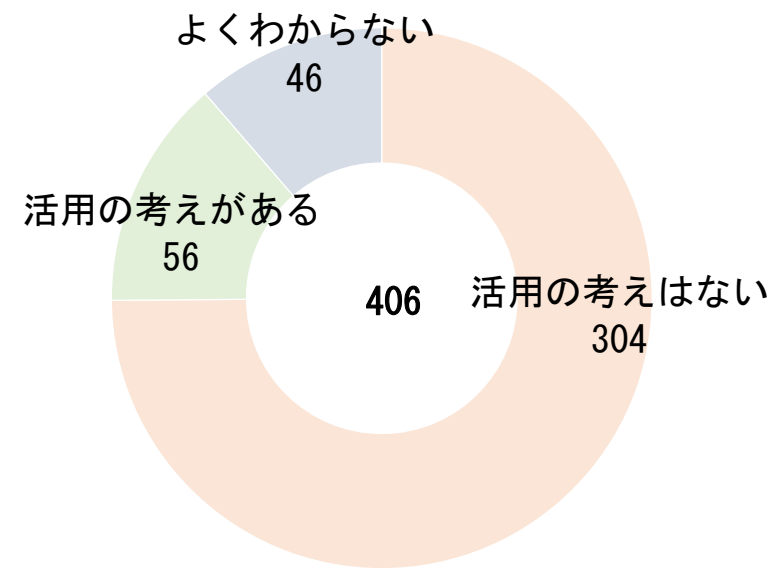
- 法人農地取得事業の活用の希望の有無について、本事業の当事者となり得る市町村、農業者等に対するパブコメ調査を実施したところ、406の回答があった。
- 「活用する考えがある」と回答した者は56、「活用する考えはない」と回答した者は304

回答者	活用する考えがある	活用する考えはない	よくわからない	計
市町村	16	29	16	61
農業者(個人・法人)	27	226	26	279
一般法人	9	4	1	14
その他(農業会議、経済同友会、商工会議所等)	4	45	3	52
計	56	304	46	406

【回答者の分類】



【本事業の活用意向】



1. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第1弾)における自由意見

活用する考えがある

- ・ 過半を占める農業者の経営資源の制約なく、**営農規模の確保等を円滑**にできる (農業者)
- ・ 規制緩和、自由度の向上が農業参入を促進し、**地域の活性化や企業のイノベーション**につながる (一般法人)
- ・ **営農の継続性、安定性の確保のために農地取得が有効**である (一般法人)
- ・ 事業会社として営農できることで、**流通、加工、販売等の複合的な経営が効率的にできる**とともに、若い農業従事者の確保が期待できる (その他)
- ・ **農地と担い手の維持**のため、一般法人の農地取得も含め多様な経営体が求められる (市町村)
- ・ 農地を相続した非農家等からの**買取の求めに対応**できる (市町村)
- ・ リースは**地主による返却の求め**に応じざるを得ない (農業者)

活用する考えはない

- ・ **農地所有適格法人であれば現行制度でも農地の所有権を取得可能**であり、特区の事業は不要 (農業者)
- ・ **一般企業**であっても解除条件付であれば**貸借で農業参入は可能** (市町村)
- ・ 食料安全保障上、農地を取得できる法人に**外国人の出資規制や経営権の制限**をつける必要 (農業者)
- ・ **農地取得費用を回収するまでに期間を要することから、取得にメリットがない** (農業者)
- ・ **採算性及び費用対効果の観点**から農地の権利取得は**貸借が中心** (市町村)
- ・ 農地の**貸借期間は長期の契約が可能**であり、貸借で経営安定することは可能 (農業者)
- ・ **事業廃止等のリスク**がある (市町村)
- ・ **現状でも農地を大規模に借りて経営を発展**させている農業法人は**各地に多く存在** (市町村)
- ・ **既に担い手により多くの農地の集積・集約が進んでいる地域ではそぐわない** (市町村)
- ・ 一般企業が農地を取得すると**農地転用**が進み、食料の自給率が低下し、**食料の安全保障上問題** (市町村)
- ・ 長期的に考えると、様々な業務において**金銭的、人的に市町村の負担が非常に大きい** (市町村)
- ・ **利益優先の企業が地域コミュニティと共存できるのか疑問** (農業者)
- ・ 法人農地取得事業の**全国展開は、農地政策の動きに逆行** (農業者)
- ・ 「**特区は全国展開が原則**」との**強権的な発言は理解できない** (農業者)

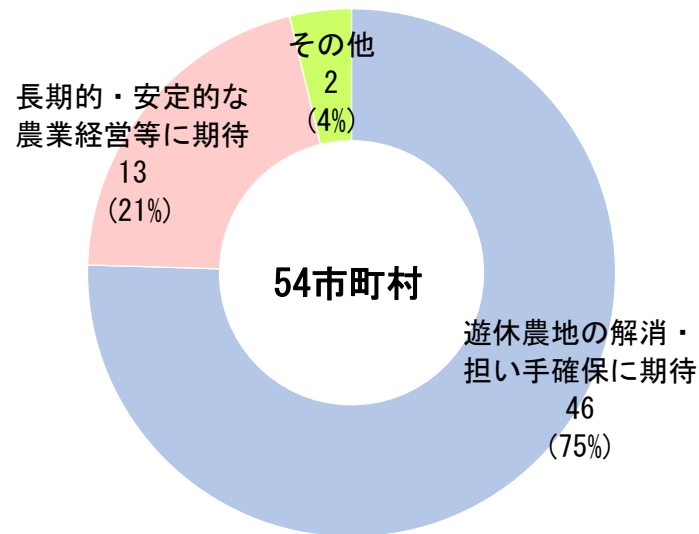
2. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第2弾)の結果

- 法人農地取得事業の活用の希望の有無について、中山間地域を有する全ての市町村（養父市以外の838市町村）に対する調査を実施したところ、690の回答があった。
- 法人農地取得事業を「**知っていた**」と回答した市町村が**212**、「**知らなかった**」と回答した市町村が**478**
- 「**活用する考えがある**」と回答した市町村は**54**、「**活用する考えはない**」と回答した市町村は**308**

	知っていた	知らなかった	計
法人農地取得事業を知っていたか	212	478	690

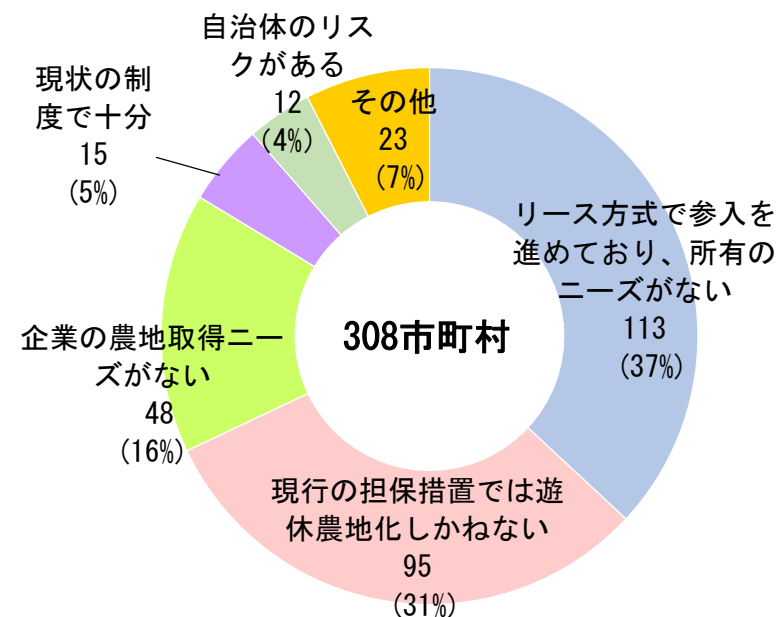
	活用する考えがある	活用する考えはない	よくわからない
法人農地取得事業と同様の仕組みを活用する考えがあるか	54	308	327

【活用する考えがある理由】



※「その他」：
 ①今後、ニーズがあった場合、活用を検討
 ②地域農業の受け皿となることが期待

【活用する考えはない理由】



2. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第2弾)における自由意見

活用する考えがある

- ・ 一般企業の農地取得は**担い手不足等の解決の一つの手段**であり、農業の担い手となり得る個人・団体を広く受け入れたい
- ・ **一般企業の農地取得を制限**していることは、担い手不足の地域での**遊休農地の増加に繋がる恐れ**がある
- ・ 現時点ではニーズはないが、あった場合は**耕作放棄地が進んだ中山間地域での活用を検討**したい
- ・ **農地所有者には農地を手放したい意向**がある
- ・ **不採算事業の撤退等の懸念**があり、**遊休農地化を回避する方策**があれば、活用を検討したい
- ・ **法人農地取得事業は有効**であるが、そのニーズと実際の実務について様々な疑問点があり、**農地取得には一定のルールが必要**である。また、**外資系企業の農地所有の懸念**があることに留意する必要

活用する考えはない

- ・ **リース方式で十分**であり、**一般企業が取得するニーズはない**
- ・ 中山間地域特有の**小規模農地**ばかりで、参入する**一般企業のニーズがあるのか疑問**である
- ・ **農地中間管理機構の活用を通じたリース方式**を進めている
- ・ 所有権取得という**経営上のリスク**を抱えてまで営農を計画する一般企業は少ない
- ・ 農地所有適格法人以外の法人まで範囲を広げる必要性を感じない
- ・ **一般企業が農地を取得**したいなら、**農地所有適格法人を設立すればよい**
- ・ 集落営農組織や農業法人等の**地域の担い手が農地利用の受け皿**となっており、**一般企業が取得できる農地はない**
- ・ 農地取得は、耕作目的ではなく**転用目的が多い**
- ・ **将来的に外国人に農地を取得**されてしまう可能性があり、**食料安全保障上問題**がある
- ・ 一般企業が農地を取得しても、**適正に耕作・管理できるか不安**である
- ・ 安易に農地の取得要件を緩和し、**企業に撤退**された場合、農地を返還するだけでは**地域に致命的な打撃**を与える
- ・ 一般企業の参入による**農村コミュニティの崩壊**が懸念される
- ・ **地方公共団体が農地を取得し、買い戻すことは困難**である

3. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第3弾)の結果

活用する考えがある

【市町村】

- ・ 本事業は、**担い手不足や遊休農地等の対応に有効な取組・選択肢**であり、制度の活用を検討したい
- ・ 農地所有適格法人は資本力が劣り農地の購入に資本を回せない。資本力のある一般企業に農地所有を認めることで、**相続を理由とした農地売却の相談**に応えられる
- ・ **個人所有の広大な農地で所有者死亡により処理を有する具体の案件が存在するため、対応策の一つ**になりうると考えている

【農業者・農業関連法人】

- ・ 地球環境保護、健康増進、安定供給の観点から、**自社が上流（生産）まで責任をもって取り組むためには農地所有が必要**
- ・ 本事業は**営農規模の拡大、新規参入、事業拡大に繋がる**ことが期待でき、**選択肢の幅が広がり経営資源の投入が進みやすい**と考えられるため農地所有を認めて欲しい
- ・ 農地の所有により、例えばITを使った生産性の高い農法の開発など、**農業分野における研究開発を推進し、イノベーションが生まれる**
- ・ **長期的・安定的な農地の確保や設備投資のためには、リースに加えて所有もさせて欲しい**
- ・ 農地所有適格法人であるが、**経営農地の99%以上は借りており、その農地で収益性が見込めるのであれば、購入することもある**
- ・ **一般企業が農業経営を行うことは難しいが、自らの強みである加工、販売等の面で農業者と連携**することが日本農業の再生・発展に繋がる

活用する考えはない

【市町村】

- ・ 地域外の一般企業ではなく、**地域の担い手（集落営農等）に農地を集積**したい
- ・ 個人も農地所有適格法人も**規模拡大の大半はリース**であり、リースで十分。農地を**所有するメリットが感じられない**
- ・ 現行の**農地取得規制**について、「問題がある」という声を聞いたことはない。また、法人の農地取得自体に必ずしも反対ではないが、リース法人や一般企業から「**農地を所有したい**」という声も聞いたことがない
- ・ **一般企業が参入する場合、農地所有適格法人を設立している**
- ・ 地域外から一般企業が参入した場合、**撤退、農地転用、草刈りや水管理等の共同作業に参加しない、コミュニティや農村文化の崩壊等の懸念**がある
- ・ **市町村による農地の購入は財政的に難しい上、耕作条件が悪い農地を市町村が買い取っても一般企業が買ってくれる保証はない**ため、対応できない

【農業者・農業関連法人】

- ・ **農地を所有したければ農地所有適格法人を設立すれば良く、新たな選択肢は必要ない**。経営の大半はリースで、規模拡大もリースが中心である
- ・ **農地を所有すると、初期投資がかかる、貸借対照表も重くなる、税金がかかる**ため、リースが最も良い
- ・ **有機栽培が可能な土壌**を作り上げるため、農作物の**出来の良し悪し**に応じて**借入地を入れ替えている**
- ・ 農地を「**売りたい**」という声は増えているが、**購入すると採算が合わない**ため、**地主から長期で借りている。遊休農地は借りないし買わない**
- ・ 一般企業の農地所有を認めると、**共同作業に参加しないほか、外国資本の企業の農地所有が可能になり、日本の農地を守れなくなるおそれがある**
- ・ **地元の農家は大企業と戦う体力がない**ので、法人農地取得事業を認めた場合、**耕作条件の良い農地が買い占められるおそれがある**
- ・ 耕作していない場合、リースであれば**所有者の監視の目もあるが、所有であれば手の打ちようがない**
- ・ 農用地区域内にある農地については、「**貸しはがし**」の実態はない
- ・ 農業者・農業法人は覚悟を決めて農業を行っており、**本気度は、所有もリースも変わらない**